



平成 21 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社オンワードホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 水野 健太郎  
(コード番号 8016 東証・大証・名証第一部)  
問合せ先 常務取締役 財務経理部担当  
吉沢 正明  
(TEL. 03-3272-2317)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 24 日開催の当社取締役会において、平成 21 年 5 月 28 日開催予定の当社第 62 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社現行定款第 8 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社現行定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 5 月 28 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 5 月 28 日(木)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><b>(株券の発行)</b></p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規定に定めるところについては、この限りではない。</u></p> <p><b>(単元未満株式の買増請求)</b></p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を当社に対して売渡すことを請求(以下買増請求という。)することができる。</p> <p>ただし、買増請求があるときに、当社が譲渡すべき自己株式を所有していない場合はこの限りではない。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 買増請求をおこなうことができる時期、請求の方法等については株式取扱規定に定めるところによる。</p> <p><b>(基準日)</b></p> <p>第10条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 前項にかかわらず、必要あるときは取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p><b>(株主名簿管理人)</b></p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><b>(単元未満株式の買増請求)</b></p> <p>第8条 当社の株主は、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を当社に対して売渡すことを請求(以下買増請求という。)することができる。</p> <p>ただし、買増請求があるときに、当社が譲渡すべき自己株式を所有していない場合はこの限りではない。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 買増請求をおこなうことができる時期、請求の方法等については株式取扱規定に定めるところによる。</p> <p><b>(基準日)</b></p> <p>第9条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 前項にかかわらず、必要あるときは取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p><b>(株主名簿管理人)</b></p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

<p>③ 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>第<u>12</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>③ 当社の株主名簿および<u>新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿および<u>新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>第<u>11</u>条～第<u>42</u>条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第<u>1</u>条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第<u>2</u>条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>
--	---

以上